

労働安全衛生法の体系について

労働安全衛生法は、災害防止計画の策定、指導監督等国の行う措置のほか、

- ・ 事業者（雇用主）の講ずる措置
- ・ 元方、注文主、機械貸与者、建築物貸与者等の事業者以外の者の構ずる措置
- ・ 労働者の講ずる措置

等多様な主体の取組により、安全衛生を確保する構造となっている。

- 労働災害防止計画（第 6 条—第 9 条）
- 安全衛生管理体制（第 10 条—第 19 条の 3）
- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（第 20 条—第 36 条）
 - ・ 事業者による機械・器具、爆発性・発火性・引火性の物、電気、熱等による危険防止措置（第 20 条）
 - ・ 事業者による掘削、採石、荷役、伐木等の作業方法による危険防止、墜落、土砂崩壊等のおそれのある場所における危険防止の措置（第 21 条）
 - ※ 第 20・21 条については、第 22 条同様に、条文上の保護対象者は労働者に限定されてはいない。
 - ・ 事業者による原材料、ガス、蒸気、放射線、高温等による健康障害防止措置（第 22 条）
 - ※ 本年 4 月関係省令改正、令和 5 年 4 月施行
 - ・ 労働者の遵守義務
 - ・ 元方事業者、注文者、請負人、機械等貸与者、建築物貸与者等の講ずべき措置等
- 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制（第 37 条—第 58 条）
 - ・ 危険物・有害物の有害性調査等のほか、機械の製造許可・検査・検定等
- 労働者の就業に当たっての措置（第 59 条—第 63 条）
 - ・ 安全衛生教育、就業制限（免許・講習）等
 - ※ 第 72 条以下の免許等の規定は、免許試験、試験・講習機関等関係
- 健康の保持増進のための措置（第 64 条—第 71 条）
 - ・ 健康診断等及びその結果等を踏まえた就業場所の変更、作業転換・労働時間短縮等の措置
- 快適な職場環境の形成のための措置（第 71 条の 2—第 71 条の 4）
- 免許等（第 72 条—第 77 条）
- 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等（第 78 条—第 87 条）
- 監督等（第 88 条—第 100 条）
 - ・ 報告（死傷病報告）等
- その他（第 101 条—第 123 条）
 - ・ ガス工作物等設置者の義務